



1 所得税の確定申告と市・県民税の申告期間は 2月18日～3月15日 ※平日のみ

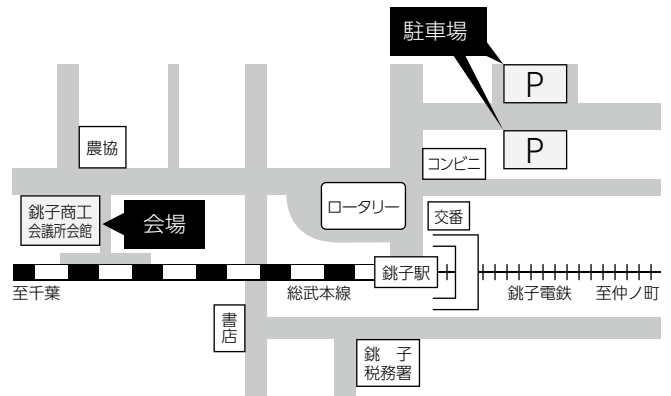
☎ ① 銚子税務署 ☎ (22) 1571 ② 課税室 ☎ (24) 8951

① 所得税などの確定申告

- ▶ 確定申告会場
銚子商工会議所会館 1階大ホール (三軒町)
- ▶ 受付時間 8時30分～16時 ※提出は17時まで
- ▶ 相談時間 9時～17時まで

市役所でも作成・相談・提出ができます。

注意! 青色申告の人、譲渡所得・分離所得のある人、初めて住宅借入金等特別控除を受ける人などは銚子商工会議所会館へ



※時間貸駐車場 (2時間まで無料) を利用してください

確定申告書を作成するときは「復興特別所得税」の記載漏れないように注意してください。

② 市・県民税の申告 平成31年1月1日時点で銚子市に住所のある人

- ▶ 市・県民税申告会場 市役所付属棟 第1会議室
- ▶ 受付時間 8時30分～16時45分 ※提出は17時まで

▼市・県民税の申告が必要ない人

- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得者で、給与支払報告書が勤務先から市役所に提出され、給与所得以外の所得のない人
- 同居している家族の扶養親族として確定申告書が市・県民税申告書に記載されていて、前年中の収入がなかった人 (これに当てはまる人でも所得証明書などが必要な人は申告が必要です)
- 収入が公的年金だけの人

▼ただし、以下の人は申告してください。

- 収入が公的年金のみの人で扶養控除や医療費・生命保険料・社会保険料等の控除を受ける人
- 申告対象年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下 (確定申告不要制度該当者) であっても、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人
- 配偶者の合計所得が1,000万円超で、配偶者の確定申告書が市・県民税申告書に同一生計配偶者の記載のない所得0円の人

▼申告で保険料が軽減される場合も

- 遺族年金や障害者年金のみ受給している人や平成30年中に所得がなかった人は市・県民税の申告をすることで国民健康保険料や後期高齢者医療保険料などが軽減される場合があります。
- 市営住宅や県営住宅に住んでいる人、扶養認定のため証明が必要な人なども申告をしてください。
- 課税証明書や所得証明書の発行には前年中の所得申告が必要です。

3月になると大変混雑します。
申告はお早めに!

